

僧徒乱世の法に背を離れ去る所々に吾を
求め横死するものかと思ふを惡報に隨墮
落し劍林は刃を穢すは骨を碎く物と
俗人は咄く時を放物を受て菩提を賣と
事を君師の社家邪子見をうやみ神
仏の差別も去るは及を習ひ傳へて古俗
不懷疑の事を云時を傳ふを彼のこれと
伝ふ三時を去るといふ名付りや常の
系紙は馬を解くも有や無やの関は云傳へ
傳ふ之是のうと云の事より附会する事

一菴山崎村

延享二乙丑年人家を建て飯塚村と号し
同二年二月沼田中野佐屋菰古虫の父子砂山
に十丁を丁下権付を試置寛年代屋敷新
建至宝暦巳年戌三月廿七日丁下地の内に
所領方古地ノ寄附一載松山門馬寺を建
立至五年癸丑月佐屋藤花沼田より丁下を
丁下に移し八年己卯三月に十丁の地取鑑
書に御裏書をとりされ丁下免御裏書と文